

悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準

悪臭防止法第3条、第4条

(昭和48年6月1日 東京都告示第641号、平成24年3月30日 多摩市告示第167号)

1. 規制地域

多摩市の区域

2. 規制基準

(1) 法第4条第2項各号の規定により定める規制基準を運用する区域は、1に掲げる規制地域全域とし、次に掲げるところにより区分する。

ア 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって第2種区域及び第3種区域に該当する区域を除く区域

イ 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

ウ 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域並びに工業地域に接する地先及び水面

(2) 法第4条第2項第1号の規定により定める規制基準は、別表1のとおりとする。

(3) 法第4条第2項第2号の規定により定める規制基準は、(2)に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の実高さは15メートル以上であって、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの2.5倍未満である施設にあつては別表2のとおりとし、排出口の実高さが15メートル未満の施設にあつては別表3のとおりとする。

(4) 法第4条第2項第3号の規定により定める規制基準は、別表4のとおりとする。

別表1

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 10
第2種区域	臭気指数 12
第3種区域	臭気指数 13

別表2

区域の区分	規制基準
第1種区域	$q_t = 275 \times H_o^2$
第2種区域	$q_t = 436 \times H_o^2$
第3種区域	$q_t = 549 \times H_o^2$

この式において、 q_t 及び H_o はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t 排出ガスの臭気排出強度

(単位 温度0度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分)

H_o 排出口の実高さ (単位 メートル)

別表3

1 排出口の口径が0.6メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 31
第2種区域	臭気指数 33
第3種区域	臭気指数 35

2 排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 25
第2種区域	臭気指数 27
第3種区域	臭気指数 30

3 排出口の口径が0.9メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 22
第2種区域	臭気指数 24
第3種区域	臭気指数 27

別表4

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 28
第3種区域	臭気指数 29